

仕様書別表 委託業務の内容

	業務名	役割	地域型地域包括支援センターの業務内容
総合事業	●介護予防・生活支援サービス事業 (法第115条の45第1項第1号)	要支援者等の介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、環境等から適切なサービスを包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。	・介護予防・生活支援サービス事業(訪問型、通所型、その他の生活支援サービス)の周知及び利用に関する相談対応 ・市が実施する事業への協力
	●介護予防・生活支援サービス事業 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業) (法第115条の45第1項第1号二)	要支援者等の介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、環境等から適切なサービスを包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。	・介護予防・生活支援サービス事業申請受付 ・介護予防・生活支援サービス事業包括内認定会議の実施及び通知処理 ・予防プランの作成及びマネジメントの実施 ・居宅介護支援事業所との委託契約 ・居宅介護支援事業所へ委託するプランのチェック ・給付管理請求事務
	●一般介護予防事業 (法第115条の45第1項第2号)	65歳以上の全ての者を対象とし、自立支援に資する取り組みを実施し、介護予防を推進する。	・各教室の普及啓発と利用推進
包括的支援事業	●総合相談支援業務 (法第115条の45第2項第1号)	高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活が維持継続できるために、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスの利用、関係機関及び各種制度利用につなげる等の支援を行う。	・高齢者に関する様々な相談を受け、課題を把握し、支援や調整を行う。 ・関係機関との連携、調整を行う。 ・各種関係機関とのネットワークを構築する。
	●権利擁護業務 (法第115条の45第2項第2号)	権利侵害を受けているまたはその可能性が高いと考えられる高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的継続的な支援を行う。	【成年後見制度】 ・制度の周知及び相談、関係機関への連携調整 【高齢者虐待に関する対応】 ・相談への対応、通報、基幹型包括への届出 ・基幹型包括による事実確認への連携・協働 ・コアメンバー会議への参加 ・モニタリング訪問等の経過確認 ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会への参加 【消費者被害防止】 ・市民への被害防止啓発 ・早期発見、支援及び再発防止、関係機関との連携
	●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (法第115条の45第2項第3号)	高齢者が住みなれた地域で暮らし続けるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるように、各種関係機関との調整を図り、介護支援専門員をサポートする。	【情報収集】 ・関係機関について、基幹型包括センター等より情報収集する ・研修会等へ参加し、制度について情報収集する 【介護支援専門員等への支援】 ・法改正に関する相談対応 ・困難事例に関する相談対応、関係機関との調整 ・介護支援専門員連絡会への参加 【関係機関との連携】 ・各種会議、会合への参加、個別ケースカンファ等への参加
	●在宅医療・介護連携推進事業 (法第115条の45第2項第4号)	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、医療機関と介護事業所等の連携を推進する。	・事業に関連する研修会および講演会へ積極的に参加する ・市の要請がある場合、関係会議等へ参加する
	●生活支援体制整備事業 (法第115条の45第2項第5号)	地域にある様々な団体や組織と連携しながら、多様な日常生活支援の充実及び高齢者の社会参加を一体的に推進していく。	【生活支援コーディネーターとの連携】 ・要支援ケースの情報を共有し、協働で支援を行う。 ・既存の地域資源の情報収集とニーズの把握し、生活支援コーディネーターへの情報提供を行う。 ・第2層協議体への参加
	●認知症総合支援事業 (法第115条の45第2項第6号)	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症の人とその家族を関係機関と連携しながら支援を行う。	・認知症地域支援推進員を配置する ・認知症に関する相談、見守り、地域や関係機関との連携を行い、認知症の方が地域で暮らし続けるための支援を行う。 ・認知症地域支援推進員連絡会へ参加する ・各種関係機関とネットワークを構築し、連携協力して事業を推進する ・サポーター養成講座の周知を行う ・基幹包括連携し、担当圏域内のサポーター養成講座を実施する ・認知症カフェの周知を行う ・基幹包括と連携し、認知症カフェを開催する ・認知症高齢者見守りネットワーク事業を周知し、利用者の登録を支援する。 ・基幹包括に設置する認知症初期集中支援チームの活動に協力する。
	●多職種協働によるネットワークの構築 (法第115条の46第7項)	包括的支援事業を効果的に実施するため、地域の介護サービス事業所、医療機関、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等の各組織との連携等による支援体制を構築する	【協議体への参加】 ・協議体へ積極的に参加し関係機関との連携を図る 【各種会議・会合への参加】 ・地域の関係者が集合する会議、会合等へ積極的に参加し、関係者間のネットワークを強化する。
	●地域ケア会議推進事業 (法第115条の48)	介護、医療等専門職や民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、ケアマネジメント支援を通じて、高齢者を地域全体で支援していく。 また、個別ケース検討から明らかになった地域課題を地域づくりを推進する。	【地域ケア個別会議】 ・地域ケア個別会議への参加及び事例提供 ・介護支援専門員等からの困難事例会議の開催と参加調整 【地域ケア会議(市レベル)】 ・地域ケア個別会議の集約
任意事業(介護給付等費用適正化事業) ・家族介護支援事業 ・その他の事業) (法第115条の45第3項)		介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者や要介護認定者に対し、必要な支援を行う。	・事業を周知する ・必要に応じて、利用の支援を実施する
指定介護予防支援事業 (法第8条の2第16項)		予防給付の対象者を介護予防サービス等の適切な利用につなげる。	【予防給付事業及び給付管理業務】 ・介護予防給付業務の実施 ・給付管理 ・居宅介護支援事業所との委託契約 ・居宅支援事業所へ委託するプラン点検
その他		糸満市地域包括支援センター運営協議会への参加	・糸満市地域包括支援センター運営協議会への参加